

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

第2期中期目標

前 文

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「旭中央病院」という。）は、平成28年4月1日から、地方独立行政法人に経営形態を変更し、令和元年度までの第1期中期目標期間においては、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りつつ、高度専門医療及び24時間365日の救急医療を提供し、千葉県北東部及び茨城県鹿行地域における基幹病院としての使命を果たしてきたところである。また、経営面においても、人事や財務運営において迅速性・柔軟性を高め、職員が一丸となって収入の確保と費用の削減に努めたことで、第1期中期計画を大きく上回る経営状況を達成している。

今後も、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等と連携を継続していくとともに、近年の医療環境の進展に対応し、救急医療をはじめとする医療の高度化を図り、高度先進医療を担う地域の基幹病院にふさわしいスタッフ・施設・医療機器を備え、市民をはじめとする地域住民の信頼に答えていく必要がある。

第2期中期目標期間においては、健全経営の維持を前提としながら、高度医療の確保充実や患者等のサービス向上のための計画的な設備投資の実施など、これらの課題に対応していくための、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営を行う基本方針として中期目標を定めるものである。

旭中央病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを最大限に発揮し、社会環境の変化に適切に対応しながら、医療機能の維持・向上を図り、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを期待するものである。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

旭中央病院は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉を提供するとともに、医療の質の向上を図るため医療従事者の育成に努め、地域の医療機関と連携して、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与すること。

1 診療機能の充実

(1) 患者中心の医療の推進

患者が自ら受ける医療の内容等に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、患者中心の医療を推進すること。

(2) 救急医療体制の充実

地域医療に貢献するため、夜間・休日の医療体制の充実に努めるとともに、365日24時間体制の充実に努めること。また、救急搬送の受入れをスムーズに行えるよう、消防などとの連携の推進を図ること。

(3) 高度医療の確保と充実

高度急性期患者を受入れる地域の基幹病院として、高度な医療を確保し更なる充実に努めること。

(4) 5疾病に対する医療水準の向上

5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）に対する医療水準の向上を図ること。特にがんに関しては地域がん診療連携拠点病院として、地域全体のがん医療の中でその役割を果たし、地域住民に対してがん知識の普及・啓発に努めるとともに、診療内容の更なる充実に努めること。

(5) 災害時医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び感染症医療等の取組み

香取海匠医療圏の中核的な基幹病院として、災害時医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び感染症医療等の提供に努めること。

特に災害時においては、地域災害拠点病院としての役割を果たすとともに、市や関連機関等と連携して医療救護活動を行うこと。

(6) 高齢者医療の取組み

行政、地域の医療機関や福祉関係者と連携し、認知症対策等の高齢者医療に取り組むこと。

また、高齢化に伴い増加が懸念される循環器疾患等に対応できるよう、診療内容の更なる充実に努めること。

(7) 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

市民をはじめとする地域住民が求める安全・安心な医療を提供するため、医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底を図ること。

(8) 地域連携の推進

地域包括ケアシステムの構築を視野に、地域の医療資源を有効に活用し、地域全体で切れ目のない医療を提供するため、行政、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等との連携を推進していくこと。

(9) Q I 分析等による医療の質の向上

継続的な医療の質の向上に資する体制整備に努めること。

2 患者等のサービスの向上

患者等が満足し、地域住民に選ばれる病院であり続けるため、患者サービスの向上を図り、特に診療待ち時間等の改善や接遇の向上に努めるとともに、病院周辺駐車場を含む利便サービスの向上を図ること。

3 市の施策推進における役割の発揮

(1) 市民への保健医療情報等の提供・発信

医療に関する専門分野の知識を活かした医療情報の提供、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

(2) 市の施策への連携・協力

ア 介護・福祉の提供については、今後とも市の方針に沿った取り組みを行うこと。

イ 市民の健康維持・増進を図るため、市の機関や地域の医療機関と連携・協力して、予防医療に取り組むこと。

(3) 「旭市生涯活躍のまち」への連携・協力

「旭市生涯活躍のまち」実現に向けた市の施策推進に連携・協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 ガバナンスとコンプライアンス

(1) 組織マネジメントの充実

ガバナンス機能の強化等、組織効率を高める取り組みに努めること。

(2) 情報管理体制の徹底

マイナンバー制度等に対応し、常に情報セキュリティに留意して個人情報の保護を徹底するとともに、診療情報の適切な提供に努めること。

(3) 内部統制の充実

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するための体制を整備すること。

2 働き方改革と人材確保

(1) 働き方改革と就業環境の充実

働き方改革関連法を遵守し、職員が働きやすい職場で仕事にやりがいもてるよう日常業務の質の向上を図るとともに、職員のワークライフバランスに配慮した環境の整備に努めること。

(2) 職員の確保

ア 医師の確保

旭中央病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、初期研修医及び専攻医を育成すること。

イ 看護師等の確保

関係教育機関との連携を強化し、優れた看護師及び看護補助員の計画的な確保に努めること。

ウ 医療・介護技術職員の確保

関係教育機関との連携を強化し、優れた医療・介護技術職員の計画的な確保に努めること。

エ 事務系職員等の確保

専門的な能力を持つ事務系職員を確保すること。

オ 少子高齢化対策

将来の少子高齢化を見据えた、業務運営のあり方についての検討を進めること。

(3) 職員の職務能力の向上

医師、看護師等、医療・介護技術職員及び事務系職員等の職務能力の高度化及び専門化を図ること。地域医療支援センター等の医療資源を活用し、職務能力の向上に努めること。

(4) 看護師の養成と看護教員の確保

保健・医療・介護等の総合的な能力を持つ看護師の養成と、そのような教育を行う看護教員を確保すること。

3 効率的・効果的な業務運営

(1) 収入の確保

診療報酬改定等の変化に対応する為、的確に分析や検討を行い、施策を実行し収益を確保すること。

(2) 費用の節減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、薬品費、診療材料費及びその他経費を含めた費用の節減に努めること。

(3) 計画的な設備投資

投資効果、地域の医療ニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案し、投資後の収支の見通しを立てた上で計画的に実施すること。また、実施後はその効果を検証すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項を実行し、旭中央病院の公的使命を果たしつつ、経営基盤を更に安定させる中期計画及び年度計画を作成し、実行すること。